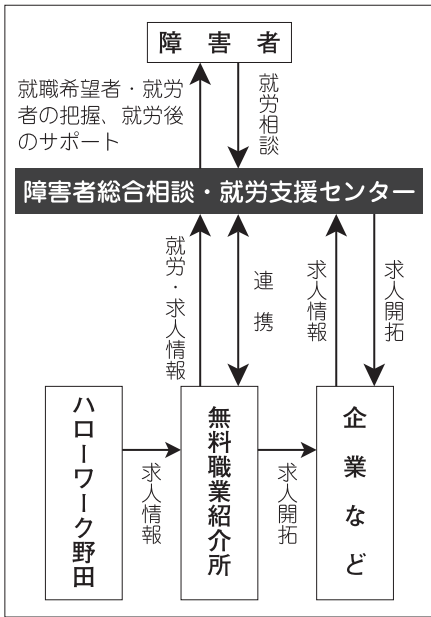


障害者総合相談・就労支援センター開設… 1面
 市政一般報告…………… 2～9面
 19年度予算の概要…………… 10～11面
 母子家庭常用雇用転換奨励金…… 12面
 おしらせ・4月の相談日…… 16～17面
 4月の休日当番医…………… 20面

■障害者就労支援の関係図



さらには今回、新市建設計画に沿って相談窓口を拡充し、総合相談センターを開設します。同センターでは、引き続き障害者やその家族などの生活全般にわ

市では、平成15年10月に「障害者何でも相談窓口」を試行的に社会福祉課に開設し、障害の種別を越えて窓口を一本化した総合相談を行っています。相談は、医療費や生活全般に関するもののほか、

ケアマネジメント機能も

教育や療育、障害者団体などから相談員を派遣していただき、専門的な内容にも対応してきました。

障害者相談窓口を拡充し 個別計画作成や就労支援も

4月2日から障害者総合相談・就労支援センターを開設

市では、平成15年10月から試行的に開設していた「障害者何でも相談窓口」を拡充し、新市建設計画に沿ってケアマネジメント機能を持たせた「総合相談センター」とするとともに、障害者が地域で自立した生活を営むには就労支援が重要となることから、就労支援も加え、4月2日(月)に社会福祉課内に「障害者総合相談・就労支援センター」を設置します。

たる相談や、市独自の専門相談、当事者・関係者相談などを行うとともに、新たにケアマネジメント業務も提供することとなりました。

ケアマネジメント業務は、相談者にあつた医療や福祉などのサービスを計画し、関係各機関へ橋渡しをするもので、新たに専門の職員を配置し、サービスマンの提供や提供後の支援を行うほか、困難事例への対応などを協議する地域自立支援協議会も設置します。

就労相談を常設に

また、障害者が地域で自立した生活を営むには、就労支援も重要になることから、市が独自に調査した就労情報を提供する無料職業紹介所と連携し、積極的に就労希望者の支援を行ってきました。

しかし、「就労後の状況が把握できていない」「障害者の受け入れ先が開拓されていない」など、新たな課題も生じています。



就労支援で就労後のサポートも

そこで市では、4月2日(月)に社会福祉課内に「障害者総合相談・就労支援センター」を設置し、就労相談を常設にしました。

同センターでは、無料職業紹介所で障害者専門の相談員が独自に収集した雇用情報やハローワークの求人情報を提供するほか、就労を支援する職員も配置し、希望に応じて実習から就職までの支援、就労後のサポートなど、日常生活も含めた支援も行っています。

従来どおりの専門相談も

総合相談は、従来と同様、月曜から金曜日までの8時30分から17時15分まで同センターで行います(祝日と年末年始を除く)。専門相談(17面の相談日案内参照)も、引き続き同センターで行います。

【問合せ】社会福祉課、障害者総合相談・就労支援センター ☎7125-1169 (4月2日(月)から)